

議案第 59 号

京丹後市職員の働き方改革の推進に関する条例の制定について

京丹後市職員の働き方改革の推進に関する条例を別記のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

職員の公務能率の向上、快適で働きがいのある職場環境づくり等の働き方改革の推進に関し、任命権者の責務等基本的な規範を定めることにより、もって職員のウェルビーイングの向上を図るとともに、行政運営の効果的かつ効率的な遂行と自立発展する地方創生の実現に寄与することを目的として条例を制定するものである。

(別記)

## 京丹後市職員の働き方改革の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。次条において「法」という。）及び京丹後市まちづくり基本条例（平成19年京丹後市条例第50号。以下「まちづくり条例」という。）並びに職員の人事制度に関する規範を踏まえ、職員の公務能率の向上、快適で働きがいのある職場環境づくり等の働き方改革の推進に関し、任命権者の責務等基本的な規範を定めることにより、もって職員のウェルビーイングの向上を図るとともに、行政運営の効果的かつ効率的な遂行と自立発展する地方創生の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

(2) 職員団体 法第52条第1項に規定する団体又はその連合体をいう。

(快適な職場環境の実現と職員の健康確保)

第3条 任命権者は、快適な職場環境の実現とこれを通じて、職場において職員が安全安心及び健康を確保できるように配慮しなければならない。

(職員の仕事と生活の調和)

第4条 任命権者は、職員の仕事と生活の調和を図るため、育児、介護等と仕事との両立の支援その他の職場環境の改善を行い、職員の福祉の増進に努めなければならない。

2 任命権者は、前項の目的のため、デジタル技術等の活用、業務の効率化及び組織の効果的な編成、運用等により、職員の多様な働き方の推進とともに、時間外勤務の縮減及び休暇の取得促進に努めなければならない。

(人材育成等による働きがいのある職場づくり)

第5条 任命権者は、幅広い視野と専門性を持った多彩な人材の確保及び他機関との人事交流並びに職員の計画的な研修等を通じた人材育成を推進し、職員が相互に高め合い、職務を通じた自己実現を図るなど働きがいのある職場づくりに努めるものとする。

(働き方改革の推進)

第6条 市長は、本条例の目的を達成するため、職員及び職員団体の意見を聴取しつつ、職員の働き方改革に資する取組を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 職員は、まちづくり条例第17条で定める責務を踏まえ、自らも働き方改革の実践者であることを自覚し、積極的に取り組むものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 5 年 6 月 定例会

議案の 件 名	議案第59号 京丹後市職員の働き方改革の推進に関する条例	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <b>条例</b> その他 ( )
------------	---------------------------------	------------	--------------------------------

<p>《政策等の概要》</p> <p>この条例は、地方公務員法及び京丹後市まちづくり基本条例並びに職員の人事制度に関する規範を踏まえ、職員の公務能率の向上、快適で働きがいのある職場環境づくり等の働き方改革の推進に関し、任命権者の責務等基本的な規範を定めることにより、もって職員のウェルビーイングの向上を図るとともに、行政運営の効果的かつ効率的な遂行と自立発展する地方創生の実現に寄与することを目的に、条例を制定するものである。</p>	<p>《市民参加の状況》</p> <p><b>有</b> ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)</p> <p>・パブリックコメントによる意見 1人(5件)</p>														
	<p>《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源										
<p>《政策等の必要性》</p> <p>本市において、令和4年度に業務改善・働き方改革プロジェクトチームを組織し、広く職員の意見を聴取し、ボトムアップによる働き方改革を実施するための取組方針を策定した。 本条例は上記取組を背景としながら、任命権者の責務等基本的な規範を定め、市職員の働き方改革を推進するものである。</p>	<p>《将来にわたる効果及び経費の状況》</p> <p>快適な職場環境の実現と職員の健康を確保し、職員の仕事と生活の調和や働きがいのある職場づくり等を進め、職員の働き方改革を実現する。</p>														
<p>《提案に至るまでの経緯》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年4月25日 職員団体説明会</li> <li>令和5年4月28日～5月19日 パブリックコメント</li> <li>令和5年5月26日 例規審査委員会</li> </ul>	<p>《総合計画等の整合》</p> <table border="1"> <tr> <td>総合計画 計画項目</td> <td style="background-color: #ffe0b2;">30</td> <td>行財政改革大綱(効率的・効果的な行財政運営)</td> </tr> </table> <p>○その他の計画(該当する場合のみ)</p> <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>			総合計画 計画項目	30	行財政改革大綱(効率的・効果的な行財政運営)	計画名称		策定年度		計画期間				
総合計画 計画項目	30	行財政改革大綱(効率的・効果的な行財政運営)													
計画名称															
策定年度															
計画期間															
<p>《政策等の実施時期》</p> <p>公布の日から施行する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>担当部局</td> <td>担当課</td> <td>添付資料(有の場合は、その名称)</td> </tr> <tr> <td>市長公室</td> <td>人事課</td> <td>有・<b>無</b></td> </tr> </table>			担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)	市長公室	人事課	有・ <b>無</b>						
担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)													
市長公室	人事課	有・ <b>無</b>													